

原議保存期間	30年(平成59年3月31日まで)
有効期間	一種(平成39年3月31日まで)

警察庁丙運発第55号、丙交企発第134号  
平成28年12月27日  
警察庁交通局長

各 地 方 機 関 の 長 殿  
各 都 道 府 県 警 察 の 長  
(参考送付先)  
各 附 属 機 関 の 長

### 運転免許取得者教育の認定制度の運用について（通達）

運転免許取得者教育の認定については、「運転免許取得者教育の認定制度の運用について」（平成21年5月12日付け警察庁丙運発第23号、丙交企発第46号）により運用しているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、高齢者講習が従前より高度化又は合理化され、及び準中型自動車免許が新設されることから、所要の改正を行い、下記のとおり定め、平成29年3月12日から運用することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、平成29年9月12日をもって廃止する。

また、運転免許証の更新期間の満了する日が平成29年9月11日以前である者に対する高齢者講習同等課程については、改正法施行後であっても前記通達により運用することとする。ただし、改正法施行後に実施した高齢者講習同等課程の実施結果の報告及び登録については、本通達の3(2)及び(3)により実施すること。

### 記

#### 1 認定の審査について

##### (1) 「交通安全教育指針に従って行われるものであること」の審査

改正法による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の2第1項第3号の「交通安全教育指針に従って行われるもの」であることは、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号。以下「指針」という。）のうち、具体的には、指針「第1章 交通安全教育を行う者の基本的な心構え」に示された事項及び指針第2章第5節「2 免許取得後の交通安全教育」に示された目的、内容及び配慮すべき事項に従って行われることを意味する。

このほか、運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則（平成28年国家公安委員会規則第18号）による改正後の運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。）第1条第3号及び第4号に掲げる課程にあつては、指針第2章「第6節 高齢者に対する交通安全教育」に示された目的、内容及び配慮すべき事項に従って行わ

れる必要がある。

また、いわゆる業務用自動車の運転者を対象として、認定規則第1条第8号に掲げる課程等を行う場合にあつては、指針第2章第5節「3 業務用自動車運転者に対する交通安全教育」に示された目的、内容及び配慮すべき事項に従って行われる必要がある。

したがって、法第108条の32の2第1項第3号の「交通安全教育指針に従って行われるもの」であることの審査を行うに当たっては、認定規則第5条第2項の認定の申請書に添付しなければならないこととされている書類をもとに、認定を受けようとする運転免許取得者教育の教育事項や教育方法等が妥当なものかどうかについて審査すること。

## (2) 「課程の基準に適合するものであること」の審査

認定を受けようとする運転免許取得者教育の課程が、認定規則第4条の課程の基準（別紙参照）に適合しているかどうかについては、認定の申請書に添付しなければならないこととされている書類によって審査すること。

したがって、教育計画書には、教育事項ごとに、教育方法（使用する資器材等）や教育時間を記載させるとともに、認定を受けようとする運転免許取得者教育の年間の実施回数等についても記載させること。また、教育時間については、全体の教育時間及びコース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間を明確に記載させること。

審査を行うに当たって留意すべき事項は、次のとおりである。

### ア 課程の認定

認定規則第1条第3号に掲げる課程（以下「高齢者講習同等課程」という。）については、法第101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者に対するもの（認定規則第4条第1号の表の3の項）、75歳以上の者であつて認知機能検査の結果について、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成28年内閣府令第49号）による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第29条の3第1項の式により算出した数値が76以上のものに対するもの（同表の4の項）又は同数値が76未満のもの（同表の5の項）とで、それぞれ課程の基準が異なるが、課程の認定は、いずれの課程の基準をも満たす場合に高齢者講習同等課程として認定すること。

### イ 教育事項

認定規則第4条第1号の表の中欄に掲げる教育事項のうち、自動車等の「運転について必要な技能及び知識」についての運転免許取得者教育には、自動車等の運転に必要な技能についての指導と知識についての指導を運転の実習と座学に分けて行うことはもとより、コース又は道路における自動車等の運転の実

習を通じて自動車等の運転に必要な知識についての指導を行う場合についても、該当するものと認められる。

## ウ 教育方法

### (ア) 教本及び視聴覚教材等

認定規則第4条第1号の表の3の項、4の項、5の項及び8の項の下欄に掲げる教育方法（以下「特定教育方法基準」という。）の教本、視聴覚教材、運転適性検査器材その他必要な教材については、これら課程が高齢者講習や更新時講習と同等の効果を生じさせるものであることから、高齢者講習や更新時講習と同等以上のものが活用されるものとなっているかどうかについて判断すること（その他必要な教材については録画装置、映像再生装置等が該当することとなる。）。

### (イ) 個別的指導及び個人指導

高齢者講習同等課程における個別的指導については、高齢者講習における双方向型講義に対応する内容を含み、高齢者講習のものと同様以上のものとなっているかどうかについて判断すること。

なお、個人指導（運転免許取得者教育指導員（以下「教育指導員」という。）1人に対し指導を受ける者が1人のみである指導をいう。以下同じ。）を含むものに限るとされている個別的指導についても、個人指導だけでは高齢者講習のものと同様以上であるとは認められない。

個別的指導の実質的効果が上がるような内容とするため、高齢者講習と同様に受講者の日常の運転頻度を把握し、受講者に応じた車種の選定や運動機能に関する課題の選定、各教育事項に活用されるものとなっているかどうかについて判断すること。

個人指導では、実車による指導において記録した映像を活用しつつ、双方向型講義の受講状況や運転適性検査器材による指導状況等を踏まえ、受講者個々の能力等に応じた指導を実施し、個人指導は教育の最後（映像教養を除く。）に行うものであるかなど、高齢者講習のものと同様以上のものとなっているかどうかについて判断すること。

### (ウ) 討議及び指導

特定教育方法基準において「自動車等の運転に必要な知識に関する討議及び指導を含むものであること。」とされていることについては、自動車等の運転について必要な知識についての討議と指導の両方を行うものとなっているかどうかについて判断すること。例えば、ディスカッション形式により危険予測と回避方法等に関する指導を行う場合が該当するものと認められる。

なお、自動車等の運転の実習は、自動車等の運転に必要な技能とともに知識についても指導することとなるが、知識に関する討議を伴わない限り、こ

れに該当しないものと認められる。

(エ) 教育車両及び指導

特定教育方法基準に示されている「自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査」を行うことについては、それが適切かつ十分に実施可能な程度に、免許の種類に対応する教育用車両が必要数整備されているかどうかについて判断すること。

その際、教育指導員の数、設備の状況、指導事項、指導方法等を総合的に勘案すること。

ただし、免許の種類に対応する教育用車両がない場合には、大型免許の保有者は中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、中型免許の保有者は準中型自動車又は普通自動車を、準中型免許の保有者は普通自動車を、大型自動車二輪免許の保有者は、普通自動車二輪車をそれぞれ使用する措置がとられることを勘案して判断しても差し支えない。

また、認定規則第4条第1項の表の4の項及び5の項における自動車等の運転の実習においては、認知機能検査の判定結果に基づく分類に応じた個別指導が行われるどうかを判断すること。

なお、高齢者講習同等課程において運転操作に関する診断（単純反応、選択反応、ハンドル操作、注意配分・複数作業）について、実車指導を通じて確認する場合は、受講者の運転行動を十分観察し、これらを判定していく必要があることから、高齢者講習における実車指導要領と同等以上のものとなっているかどうかについて判断すること。

(オ) 運転シミュレーター

特定教育方法基準に示されている「自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査」を行うことについては、それが適切かつ十分に実施可能な程度に、四輪車用及び二輪車用（原動機付自転車用を含む。）の運転シミュレーター（型式認定制度があるものは型式認定を受けたもの又はこれと同等以上のもの）が必要数整備されているかどうかについて判断すること。

エ 教育時間

コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間（認定規則第4条第2号）には、実際に自動車等を運転させて指導を行う前の事前説明や事後の指導、講評等の時間が含まれていても差し支えない。

2 終了証明書の交付

認定規則第1条第3号又は第6号に掲げる課程により行う運転免許取得者教育で法第108条の32の2第1項の認定を受けたもの（以下「特定教育」という。）を行

う者が、特定教育を終了した者に対し、認定規則第8条の規定により交付する終了証明書に使用する押出しスタンプは、次によること。

○ 印影の大きさは、おおむね縦20ミリメートル、横25ミリメートル程度とすること。

○ スタンプの文字は、丸ゴシック体によること。

また、特定教育以外の認定教育についても、認定を受けた運転免許取得者教育を行う者が独自に終了証明書等を発行することは差し支えない。

### 3 報告等について

#### (1) 帳簿

認定規則第9条の規定により特定教育を行う者が備えることとされている帳簿の様式については、認定規則第4条第1号の表の3の項、4の項、5の項及び8の項ごとに、別記様式に準じて定めること。

なお、認定規則第9条に掲げる事項については、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって当該事項が記録された帳簿の保存に代えることができる（認定規則第10条）。

この場合、情報システム安全対策指針（平成9年国家公安委員会告示第9号）において定める管理者が講ずべき対策を実施させること（電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成10年国家公安委員会告示第10号））。

#### (2) 報告

法第108条の32の2第2項の規定により、運転免許取得者教育の課程の区分について都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の認定（以下「公安委員会認定」という。）を受けた者から、次の報告を求めるものとする。

##### ア 定期報告

(ア) 運転免許取得者教育の課程ごとの年間実施回数及び受講者数

(イ) その他公安委員会が必要と認める事項

##### イ 随時報告

(ア) 運転免許取得者教育実施中の運転に係る事故（その都度）

(イ) 教育指導員の交通事故（その都度）

(ウ) その他の公安委員会が必要と認める特異事項（その都度）

##### ウ 高齢者講習同等課程の実施結果の報告

(ア) 報告の対象

高齢者講習同等課程（認定規則第4条第1号の表の4の項及び5の項に掲げるものに限る。以下同じ。）

(4) 実施結果の報告

特定教育を行う者が高齢者講習同等課程を実施したときは、教育結果を速やかに報告させること。

報告内容は、高齢者講習同等課程を受けた者の氏名、生年月日、性別、免許証番号、高齢者講習同等課程を行った施設、教育年月日、別途発出の「警察情報管理システムによる運転者管理業務実施細目の改正について」（平成28年11月30日付け警察庁丁運発第221号ほか）に定める「高齢者講習済登録票」により登録すべき「講習分類」及び「講習種別」、その他公安委員会が必要と認めるものとする。

(3) 高齢者講習同等課程の実施結果の登録

公安委員会は、特定教育を行う者から高齢者講習同等課程の実施結果の報告を受けたときは、別に定めるところにより、運転者管理システムに確実に登録すること。

4 「公安委員会認定」という文字を冠した名称の使用等について

(1) 「公安委員会認定」という文字を冠した名称の使用

公安委員会の認定を受けた者は、認定を受けた運転免許取得者教育の課程について「公安委員会認定」という文字を冠した名称を用いることができる（法第108条の32の2第3項）。

この場合、認定した公安委員会の都道府県名を付し、「〇〇県公安委員会認定」とすることは差し支えないが、認定した公安委員会以外の公安委員会の都道府県の名称を付すことや、「〇〇県警察認定」、「警察庁認定」、「公安委員会公認」、「公安委員会認可」又は「公安委員会許可」というような「公安委員会認定」に類似した名称を用いることは、運転免許取得者教育を受けようとする者を混乱させ、また、法第108条の32の2第3項違反を助長するおそれがあることから、用いないように指導すること。

また、「公安委員会認定」の文字を冠した名称は、運転免許取得者教育の課程について用いることができるのであり、施設の名称等について用いることのないよう指導すること。

なお、指定自動車教習所の中には、「指定」を受けていることをもって施設の名称等に「公認」、「認定」、「認可」等という文字を冠している実態が認められるが、これとの混同を避けることから、「公安委員会認定」という文字の適切な使用について留意すること。

(2) 法第108条の32の2第3項違反の事件処理

運転免許取得者教育を行う者が、当該運転免許取得者教育の課程について、公安委員会の認定を受けずに、「公安委員会認定」という文字を冠した名称を用いた場合には、10万円以下の過料に処せられる（法第108条の32の2第3項及び

法第123条の2)。

過料事件は原則として過料に処せられるべき者の住所地の地方裁判所の管轄とされており、手続の開始は裁判所の職権による。しかし、過料事件のすべてについて裁判所が独自に職権で探知することは事実上不可能であることから、一般には、関係公務員から過料に当たる行為のあった旨の通知を受け、管轄裁判所が手続を開始する（非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第119条等参照）。

したがって、公安委員会の認定を受けずに「公安委員会認定」という文字を冠した名称を用いている者を発見したときは、その者の住所地の地方裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨を通知すること。

## 5 行政手続法の適用関係について

### (1) 運転免許取得者教育の認定

法第108条の32の2第1項の規定による運転免許取得者教育の認定は、自己に対する利益を求める申請に対する処分であり、「申請により求められた許認可等」に該当し、行政手続法（平成5年法律第88号）第2章の適用がある。

### (2) 運転免許取得者教育の認定の取消し

法第108条の32の2第5項の規定による運転免許取得者教育の認定の取消しは、行政手続法第13条第1項第1号イに該当し、聴聞を行わなければならない。

## 6 その他

### (1) 課程の名称

公安委員会の認定を受けようとする運転免許取得者教育の課程の名称については、当該教育を行おうとする者が自由に設定して差し支えない。

### (2) 指定自動車教習所において運転免許取得者教育を行う場合の留意事項

指定自動車教習所において教習業務と同時に運転免許取得者教育を実施する場合には、府令第33条第5項第1号ラの「同時にコースにおいて使用する自動車」には当該運転免許取得者教育に使用する自動車も含まれる。

この場合、指定自動車教習所の教習業務について公安委員会が適切に指導監督する必要があることから、指定自動車教習所において運転免許取得者教育に使用する自動車については、外部から容易に識別できるよう「認定教育中」等の標識を車両の前方又は後方（二輪車は後方）から見やすいように表示させること。

### (3) 事故の防止

運転免許取得者教育に使用する教育車両については、教育指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えることを要件としていないことから、教育の実施に当たっては、交通事故の防止に特に配慮させること。

### (4) 照会

本制度に関して質疑等がある場合には、本制度に関する法令の解釈及び自動車教習所に係る本制度の運用については運転免許課に、自動車教習所以外のものに

係る本制度の運用については交通企画課に照会されたい。

## 運転免許取得者教育の課程の基準（認定規則第4条）

## ○ 第1号関係

課程の区分	教育事項	教育方法
1 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車（「大型自動車等」という。）の運転の経験が少ない者に対するもの（第1条第1号に掲げる課程）	イ 大型自動車等の運転について必要な技能及び知識 ロ 大型自動車等の運転について必要な適性 ハ 運転者としての資質の向上に関すること。	大型自動車等、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
2 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車（「二輪車」という。）の運転の経験が少ない者に対するもの（第1条第2号に掲げる課程）	イ 二輪車の運転について必要な技能及び知識 ロ 二輪車の運転について必要な適性 ハ 運転者としての資質の向上に関すること。	二輪車、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
3 法第101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者に対する高齢者講習及び更新時講習（道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第38条第11項第1号の表の3の項に掲げる講習を除く。）と同等の効果を生じさせるために行うもの（第1条第3号及び6号に掲げる課程）	イ 運転者としての資質の向上に関すること。 ロ 身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性 ハ 道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識	イ 自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材その他必要な教材を用いて行うこと。 ロ 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転又は運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく個別的指導を含むものであること。 ハ 運転免許取得者教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者教育指導員1人当たり3人以下であること。
4 法第101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者であって、その者が法第101条の4第2項の規定により受けた認知機能検査（法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査をいう。以下この表において同じ。）の結果について府令第29条の3第1項の式により算出した数値が76以上であるものに対する高齢者講習及び更新時講習（府令第38条第11項第1号の表の3の項に掲げる講習を除く。）と同等の効果を生じさせるために行うもの（第1条第3号及び6号に掲げる課程）	イ 運転者としての資質の向上に関すること。 ロ 身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性 ハ 道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識	イ 自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材その他必要な教材を用いて行うこと。 ロ 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転又は運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく個別的指導を含むものであること。 ハ 認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであること。 ニ 運転免許取得者教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者教育指導員1人当たり3人以下であること。
5 法第101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者であって、その者が法第101条の4第2項の規定により受けた認知機能検査の結果について府令第29条の3第1項の式により算出した数値が76未満であるものに対する高齢者講習及び更新時講習（府令第38条第11項第1号の表の3の項に掲げる講習を除く。）と同等の効果を生じさせるために行うもの（第1条第3号及び6号に掲げる課程）	イ 運転者としての資質の向上に関すること。 ロ 身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性 ハ 道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識	イ 自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材その他必要な教材を用いて行うこと。 ロ 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転又は運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく個別的指導（個人指導（運転免許取得者教育指導員1人に対し指導を受ける者が1人のみである指導をいう。ハにおいて同じ。）を含むものに限る。）を含むものであること。 ハ 認知機能検査の結果に基づく指導（個人指導を含むものに限る。）を含むものであること。 ニ 運転免許取得者教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者教育指導員1人当たり3人以下であること。
6 高齢者に対するもので上記3、4又は5以外のもの（第1条第4号に掲げる課程）	イ 自動車等の運転について必要な技能及び知識 ロ 身体の機能の状況その他の自	自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材等必要な教材を用いて行うこと。

	<p>自動車等の運転について必要な適性 ハ 運転者としての資質の向上に関すること。</p>	
<p>7 気候、地形その他の地域の特性に応じた運転に関する技能及び知識を習得しようとする者に対するもの (第1条第5号に掲げる課程)</p>	<p>イ 気候、地形その他地域の特性に応じた自動車等の運転に必要な技能及び知識 ロ 運転者としての資質の向上に関すること。</p>	<p>自動車等、運転シミュレーター、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p>
<p>8 法第101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が70歳未満の者に対する更新時講習（府令第38条第11項第1号の表の3の項に掲げる講習を除く。）と同等の効果を生じさせるために行うもの (第1条第6号に掲げる課程)</p>	<p>イ 道路交通の現状及び交通事故の実態 ロ 運転者としての資質の向上に関すること。 ハ 自動車等の安全な運転に必要な知識 ニ 自動車等の運転について必要な適性及び技能</p>	<p>イ 自動車等、教本、視聴覚教材、自動車等の運転について必要な適性を検査する用具その他必要な教材を用いて行うこと。 ロ 自動車等の運転について必要な知識に関する討議及び指導を含むものであること。 ハ 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転若しくは運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査、運転適性検査器材を用いた検査又は筆記による検査によるものに基づく個別的指導を含むものであること。 ニ 運転免許取得者教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者教育指導員1人当たりおおむね10人以下であること。</p>
<p>9 大型自動二輪車又は普通自動二輪車（「大型自動二輪車等」という。）の二人乗り運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者（上記2に規定する者を除く。）に対するもの (第1条第7号に掲げる課程)</p>	<p>イ 大型自動二輪車等の運転について必要な技能及び知識 ロ 大型自動二輪車等の二人乗り運転について必要な技能及び知識 ハ 大型自動二輪車等の運転に必要な適性 ニ 運転者としての資質の向上に関すること。</p>	<p>大型自動二輪車等、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p>
<p>10 運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者（上記1、2に規定する者を除く。）に対するもの（上記8、9に掲げるものを除く。） (第1条第8号に掲げる課程)</p>	<p>イ 自動車等の運転について必要な技能及び知識 ロ 自動車等の運転について必要な適性 ハ 運転者としての資質の向上に関すること。</p>	<p>自動車等、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p>
<p>備考 上記表の教育事項の欄のうち、同表の課程の区分欄1のロ及びハ、2のロ及びハ、6のハ、7のロ、9のハ及びニ並びに10のロ及びハに掲げる教育事項についての運転免許取得者教育は、行わなくてもよい。</p>		

○ 第2号関係

各々の運転免許取得者教育の課程に係る教育時間が2時間以上（第1号関係の表の5の課程にあっては3時間以上）であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間が1時間以上（同表の1の課程又は2の課程（原動機付自転車に係るものを除く。）にあっては2時間以上）であること。

○ 第3号関係

認定規則の規定を遵守し、その他運転免許取得者教育の課程に係る業務の適正な運営の下に、行われるものであること。

別記様式

<h2 style="margin: 0;">特定教育記録簿</h2>		高齢者講習同等 <small>(認定規則第1条第3号、第6号)</small>		70歳以上75歳未満	
				75歳以上 (認知機能検査結果76以上)	
				75歳以上 (認知機能検査結果76未満)	
		更新時講習同等 <small>(認定規則第1条第6号)</small>			
自            年        月        日		名 称			
至            年        月        日		代表者			印
番号	氏 名 生 年 月 日	住 所	性 別	指 導 員 氏 名	教育実施年月日 教育終了年月日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。